

2023年4月26日

各 位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号：3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 元取締役らによる新株予約権無償割当の 差止仮処分命令申立て却下決定に関するお知らせ

当社は、2023年4月11日付「元取締役らによる新株予約権無償割当の差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、現在手続き中の新株予約権の無償割当の差止仮処分命令の申立て（以下、「本申立て」といいます）を受けておりましたが、2023年4月24日に、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定（以下、「本却下決定」といいます）を行い、本日、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

当社は、2022年2月28日付「株主割当による新株予約権（非上場）の無償発行に関するお知らせ」でお知らせしました通り、株主割当による新株予約権の無償発行の手続き（以下、本件ファイナンスと言います。）を進めており、喫緊の課題である財務状態の改善を目指しております。しかし、元取締役らは、本件ファイナンスについて、元取締役らの議決権比率を低下させ、現経営陣の支配権を維持することなどを目的とするものであり、不正な方法によるものであるとして、本申立てを行っておりました。これに対し、東京地方裁判所は、元取締役らの主張を踏まえて検討しても、本件ファイナンスは、その主要な目的が資金調達にあると認められ、一部の株主に払込資金がないなど客観的に新株発行を受け得ないことを見越して、当該株主の持株比率を引き下げ、または持株の経済的価値を希釈化するという不当な目的のため本件ファイナンスを行うなどの特段の事情は認められないとして、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

2. 本申立てを起こした者

福田 道夫（当社元代表取締役）

野崎 正徳（当社元取締役）

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本却下決定を行った裁判所

東京地方裁判所

(2) 本却下決定があった年月日

2023年4月24日

4. 本却下決定の内容

- (1) 本申立てをいずれも却下する
- (2) 申立費用は、債権者らの負担とする

5. 今後の見通し

本却下決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。今後、元取締役らから、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性も残されておりますが、現段階では、当社の業績に与える影響はないものと判断しております。改めて開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

なお、2023年1月11日付「(開示事項の経過) 元取締役らによる仮処分命令の申立て却下決定に関するお知らせ」のとおり、上記2. の元取締役らより当社及び当社取締役らに対し行われた職務執行停止・代行者選任の仮処分命令の申立てが却下された旨を公表しておりますが、本日受領した決定書によれば、元取締役らはこれに対し即時抗告したものの、同年3月20日に、東京高等裁判所により当該抗告を棄却する決定がなされております。

以 上